

老人クラブ運営基準

1 設立目的

老人クラブは、地域の老人が老後の生活を健全で明るいものにするため自主的に組織し、クラブ活動を通じて老人福祉の増進を図ることを目的とする。

2 会 員

老人クラブの規模は、原則として30人以上であるものとする。

会員の年齢は、原則として60歳以上とする。

会員はクラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住するものとし、その地域は他のクラブと重複しないものとする。

3 中立性

老人クラブは、政治上および宗教上の組織に属さないものとする。

4 民主的運営

老人クラブは、会員の総意により自主的に運営するものとする。

老人クラブは、会員の互選による代表者を1名置くものとする。

老人クラブは、これに参加しようとする老人を差別してはならない。

5 会 則

老人クラブは、組織および運営に関する会則を設けるものとする。

6 会 場

老人クラブは、会員が集会による活動のできる会場を有するものとする。

7 事務所

老人クラブは、一定の事務所または連絡場所を置くものとする。

8 会 費

会員は老人クラブの活動費として、定期的に会費を納入するものとする。

9 活 動

老人クラブの集会は、月1回これを開催し、次の活動を総合的に実施するものとする。

教養の向上

健康の増進

レクリエーション

地域社会との交流

10 簿冊の備え付け

老人クラブは、次の簿冊を置くものとする。

会員名簿

現金出納簿

活動日誌

予算書および決算書

備品台帳

11 経理

老人クラブは、クラブ活動にかかる収入および支出を常に明確にしておくとともに10に掲げた帳簿等を事業完了後5年間保管しておくものとする。